

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

## ↳ 納税済みだが申告書未提出の場合の取扱い

**Q** : 当社では、消費税の前期の確定申告分の納税を期限内に行ったのですが、申告書の提出を失念し、申告期限の10日後になってから提出しました。この場合、申告書の提出は遅れましたが、納税は期限内に行っているのので特に問題はないと思うのですが、いかがでしょうか？

**A** : 国税不服審判所での類似事例によりますと、申告書が提出されていない限り期限内申告とは認められないとの判断が下されています。

### 【解説】

申告書は、課税標準額や納付すべき税額等が記載されている税務署に提出する書面である一方、納付書は、国税を納付する場合に納付すべき税額に相当する金銭を記載するものであるとともに、収納機関に提出する書面であることからすると、納税申告書と納付書は、記載事項や提出先、法的効果においても明らかに異なるものといえます。

これを、ご質問のケースにあてはめると、①納付書は申告書の法令上の提出先である税務署長に提出されていないこと②納付書は消費税法に規定する申告書の記載事項を満たしていないことから、期限内申告と認めることはできないと考えられます。

したがって、申告書の提出が遅れたが納付税額を期限内に支払ったとして不服を申立てても、納付すべき税額の15%の無申告加算税が課されることとなります。今後は、申告書の提出と税額の納付の両方に留意して下さい。

